名　称　水島港玉島西第二号灯浮標
位　置
所在地　岡山県水島港（水島港玉島防波堤灯台の南南東方約八五〇メートル）
北　緯　三四―二九―二〇
東　経　一三三―三九―五八
変更した事項
位　置
所在地　岡山県水島港（水島港玉島防波堤灯台の南南東方約八八〇メートル）
北　緯　三四―二九―二〇
東　経　一三三―四〇―〇〇
変更年月日　平成二十六年三月二十四日

○北海道開発局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月三日　北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十八号及び二百八十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道上磯郡木古内町字大釜谷一六番六から同町字大釜谷一番一まで	前	二一・〇〇～三六・八〇メートル
	後	三二・二〇～三九・八〇メートル
北海道上磯郡木古内町字大釜谷一〇番地先から同町字大釜谷二一番まで	前	二四・八〇～四二・五〇キロメートル
	後	一九・五〇～二四・八〇　〇・〇九八

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月三日　北海道開発局長　澤田　和宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百二十八号及び二百八十号　北海道上磯郡木古内町字大釜谷一六番六から同町字大釜谷一六番四まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百三十八号　北海道枝幸郡浜頓別町字ブタウス三三一一番から同町字ブタウス三一一六番一まで　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年六月三日

名　称　鹿児島港木材港南防波堤灯台
位　置
所在地　鹿児島県鹿児島港外港（南防波堤外端）
北　緯　三一―三二―〇一
東　経　一三〇―三二―四五
変更した事項
名　称　鹿児島港外港沖防波堤東灯台
位　置
所在地　鹿児島県鹿児島港外港（沖防波堤東端）
北　緯　三一―三一―四五
東　経　一三〇―三三―二六
灯　質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
高　さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十六年三月二十四日

国会事項

衆議院

議案提出

五月三十日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝外二名提出）

質問書提出

五月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資、融資に関する質問主意書（山内康一提出）

答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員林宙紀提出国会議員の歳費削減の終了に係る政府の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出環太平洋経済連携協定で日米両政府が実質的に合意したとする読売新聞報道に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美提出集団的自衛権の解釈に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員泉健太提出「ＳＴＡＰ細胞」論文に係る第三者機関による再調査及び検証実験に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美提出日米首脳会談と日米共同声明に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員西岡新提出高速道路の騒音対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「検察の理念」を踏まえた法務省の過去の反省への取り組み等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美提出「美味しんぼ」問題についての閣僚発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美提出「美味しんぼ」問題についての安倍総理大臣発言に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

五月三十日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十五年度食育推進施策」に関する報告

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十五年度森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十六年度森林及び林業施策」についての文書

参議院

議事日程　第二十六号

平成二十六年五月三十日（金曜日）
午前十時　本会議

第一　電気事業法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

第二　行政不服審査法案（閣法第七〇号）、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び行政手続法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議事日程

六月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十七号

平成二十六年六月二日（月曜日）
午後二時開議

第一　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）（前会の続）

議案付託

五月三十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政不服審査法案（閣法第七〇号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第七一号）

行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

総務委員会に付託

電気事業法等の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

経済産業委員会に付託